

大田市告示第68号

わくわく大田生活実現支援補助金交付要綱（令和元年大田市告示第22号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月31日

大田市長 楫野弘和

第2条第2号中「除く。）」の次に「及び平成22年国勢調査から令和2年国勢調査の人口減少が10%以上の市町村」を加える。

第3条の表補助金の対象者及び交付要件の項を次のように改める。

補助金の対象者及び交付要件	<p>補助金の対象者は、次に掲げる（1）の要件を満たし、かつ（2）から（5）までのいずれかの要件に該当する者とする。この場合において、2人以上の世帯の申請の場合にあっては、（6）の要件の全てを満たすものとする。</p> <p>（1） 移住等に関する要件</p> <p>ア 移住元に関する要件</p> <p>次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <p>（ア） 市に住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。</p> <p>（イ） 市に住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への</p>
---------------	---

通勤をしていたこと。ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3ヶ月前までを当該1年の起算点とすることができる。

(ウ) ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も修業年限を上限（ただし、高等専門学校は2年を上限）に本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 平成31年4月26日以降に市に転入したこと。

(イ) 補助金の申請時において、転入後1年以内であること。

(ウ) 補助金の申請日から5年以上継続して、市に居住する意思を有していること。

ウ その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有するものであること。

(ウ) 申請者は、過去10年以内に申請者を含む

世帯員として移住支援金を受給していないこと。  
ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となり、島根県及び市が認める場合を除く。

(エ) 島根県又は市が補助金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏のうちの条件不利地域に所在すること。

イ 就業先が、移住支援金の対象として、くらしまねっと又は都道府県（島根県を除く。）のマッチングサイト（以下「マッチングサイト等」という。）に掲載している求人であること。

ウ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

エ イの求人への応募日が、マッチングサイト等に移住支援金の対象求人として掲載された日以降であること。

オ 就業先の法人に、補助金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

カ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(3) テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

イ 移住先でテレワークにより勤務する（原則、恒常的に通勤しない）こととし、かつ、週20時間以上テレワークを実施すること。

ウ 内閣府地方創生推進室が実施するデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ【地方創生テレワーク型】）を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(4) 関係人口に関する要件

市内の地域や人々との関わりを有する者（関係人口）のうち、市が当該移住希望者を地域の担い手の確保に資する関係人口と認めた者

(5) 起業に関する要件

地域課題解決型しまね起業支援事業費補助金実施要領（平成31年4月1日付け中小第859号）に基づく起業支援事業に係る起業支援金（以下「起業支援金」という。）の交付決定を受けており、かつ、補助金の申請時において当該交付決定日から1年以内であること。

(6) 2人以上の世帯に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

イ 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において

	<p>て、同一世帯に属していること。</p> <p>ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、平成31年4月26日以降に市に転入したこと。</p> <p>エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、申請時において、転入後1年以内であること。</p> <p>オ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。</p>
--	--

様式第1号を次のように改める。

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

(あて先)大田市長

わくわく大田生活実現支援補助金交付申請書

わくわく大田生活実現支援補助金交付要綱第4条の規定に基づき、補助金の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏名			年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス		転入日	年 月 日

2 補助金の内容(該当する欄に○を付けてください)

単身世帯又は 2人以上の世帯	単身	2人以上	
2人以上の世帯の場合は同時に移住した 家族の人数(1の申請者は含まない)		人 (そのうち18歳未満の人数 人)	
補助金の種類	就業	起業	関係人口 テレワーク

3 各種確認事項(該当する欄に○を付けてください)

申請日から5年以上継続して大田市に居住し、かつ、就業又は起業する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないことについて	A. 受給していない	B. 受給している
(テレワークの場合のみ記載) 大田市への移住の意思について	A. 自己の意思である	B. 所属からの命令である

4 転出元の住所

住所	〒
----	---

5 島根県への居住履歴(該当する欄に○を付けてください)

過去に島根県に居住していたことがある	A. ある	B. ない
⇒(居住したことがある場合のみ記載)	市町村名	

6(東京23区の通学者・通勤者に該当する場合のみ記載)東京23区への在勤履歴

※5年以上の通勤・通学履歴を記載

期間	通学・通勤先(法人名)	就業地(所在地)

7 (テレワークによる移住者のみ記載)移住後の生活状況

勤務先部署	
住所	〒
勤務先へ行く頻度	週・月・年 回程度/行くことはない/その他( )

管理コード(大田市使用欄)	
---------------	--

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。